

暫定目標設定の考え方について

生活環境の保全に関する環境基準の暫定目標については、これまで、基本的に目標年度の将来水質予測結果の値を設定してきた。

しかし、将来水質予測に用いる各種統計の数値等には、毎年調査されていない数値もあり、また、数値が確定するまでには一定の期間を要するため、直近の傾向等が将来水質予測に反映されていない可能性がある。

また、暫定目標は、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期する水域において、当面の間設定される暫定的な改善目標値である。

これらを踏まえ、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて」（H27.12 専門委員会報告）の取りまとめの際に、今後は将来水質予測結果の年平均値のみを根拠に暫定目標を設定することとはせず、基本的な考え方及び設定方法を取りまとめ、それにより設定することとした。

さらに、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて」（H30.2 専門委員会報告）の取りまとめの際に、近年の水質の実測値が水質予測結果を大きく上回って推移しているケースがあることを踏まえ、設定方法について見直しを行った。

（基本的な考え方）

- 1 暫定目標の検討にあたっては、最近の水質改善対策の効果や発生負荷量の変動を反映している直近の実測値（水質調査結果）も勘案し、将来において実現可能と考えられる範囲で最も良好な値を目指すことを基本とする。
- 2 環境基準の達成が見込まれる水域においては、暫定目標を設定せず、速やかに環境基準の達成を図ることとする。
また、達成が見込まれない水域においては、実現可能と考えられる範囲で暫定目標を強化する。
- 3 従前の暫定目標に比べ水質の悪化が見込まれる場合は、実測値の推移等も考慮して、可能な限り水質悪化の防止が図られるような暫定目標を設定する。

（設定方法）

1 将来における改善目標値の算出

将来水質予測結果^{*1}のほか、将来水質予測に反映されていない直近の実測値^{*2}を考慮し、以下のとおり将来において実現可能と考えられる範囲で最も良好な値を、将来における改善目標値とする。

※1 将来水質予測結果

今回の予測では、平成 34 年度の水質予測結果（化学的酸素要求量（COD）は 75% 値、全窒素及び全リンは年平均値）

※2 直近の実測値

今回の見直しでは、平成 18 年～平成 22 年の水質が将来水質予測に反映されているため、直近の実測値は平成 23 年度以降の水質調査結果（化学的酸素要求量（COD）については 75% 値、全窒素及び全リンについては年平均値）となる。

（1）将来水質予測結果の値よりも良好な直近の実測値が 1 つ以上ある場合

将来水質予測に反映されていない直近の実測値に将来水質予測結果より低い実測値がある場合は、将来において、将来水質予測結果より良好な値の実現が見込まれると判断し、将来水質予測結果の変動範囲の下限値（将来水質予測結果から標準偏差を減算して求めた値）を将来における改善目標値とする。

（2）将来水質予測結果の値よりも良好な直近の実測値がない場合

将来水質予測に反映されていない直近の実測値に将来水質予測結果より低い実測値がない場合は、水質の改善のための施策を総合的に講じた場合に見込まれる水質である将来水質予測結果の変動範囲の水質のうち、実現が見込まれる値を将来における改善目標値とする。

すなわち、将来水質予測結果の変動範囲内に直近の実測値が 1 つ以上ある場合は、将来水質予測結果の値を将来における改善目標値とする。

一方、直近の実測値が全て、将来水質予測結果の変動範囲の上限値（将来水質予測結果に標準偏差を加算して求めた値）を超える場合は、将来水質予測結果の変動範囲の上限値を将来における改善目標値とする。

2 暫定目標の設定等

（1）1 で求めた将来における改善目標値が、環境基準を満たす場合は、環境基準の達成が見込まれると判断し、暫定目標を設定しない。

（2）1 で求めた将来における改善目標値が、環境基準を満たさず、かつ従前の暫定目標以下である場合は、その改善目標値を暫定目標に設定する。

（3）1 で求めた将来における改善目標値が、従前の暫定目標より高い場合は、その改善目標値を上限、従前の暫定目標を下限とした範囲内で、実測値の推移等も考慮して、実現可能と考えられる最も低い値を暫定目標に設定する。

暫定目標設定の考え方について (イメージ図)

